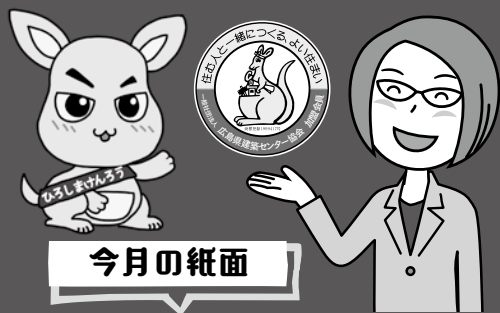




第61回主婦の会総会
こんなときは届け出を
7/27石綿特別教育講習
建設国保関連記事の掲載：2-5面



ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)



第61回 主 婦 の 会 総 会

終了後

避難生活 支援講習



3月22日(土)、広島
建労県本部は広島建労
会館で第69回定期大会
を開催。代議員や執行
部など約130人が出
席(委任を含む)し、
第68期の経過報告や各
議案、予算案などが審
議されました。

大会の概要につきま
しては、5月号で掲載
します。

第69回
定期大会
を開催



いざという時の
「お・は・し・も・て」

こんなときは届け出を忘れずに!!



※各種届出には確認書類が必要となります。詳しくは所属する
地連事務所までご連絡ください。

計34人が出席しました。
また、昨年（2024年）
お亡くなりになられた29
5人の方々のご冥福をお祈

婦交流集会、広島で開催された全国交流集会、県内交流集会の報告が行われました。

役立ちます。

「お・は・し・も・て」

・おゝ落ちて着いて、押さな
い（入り口で）

フリーディスカッション

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」講習を開催

日時は以下の通りです。広島建労HP「新着情報」に掲載の開催案内に従ってお申込みください。申込書は地連窓口にも設置しています。

日 時：7月27日(日) 9：00～14：00

会 場：広島建労会館 2階会議室
(広島市西区横川新町8-12)

受講料：組合員4,400円(税込)、
員外6,600円(税込)

定 員：30人

申込締切：7月7日(月)まで



・は||走らない
・し||しゃべらない（口はチャック）
間に過ぎ、「もつと聞きたい」「知りたい」「話したい」「楽しかった」と、非常にたになるお話を聞かせていただきました。

最後に、5つの班に分かれてフリーディスカッションを行いました。どの班も活発に討議が進み、時間が足りないほどでした。

療給付費分保険料 月額 八千二百円 ホ 第五種組合員（二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医療給付費分保険料 月額 六千三百円 ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 （1）六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児被保険者」という。） 月額 一千六百元 （2）未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千六百元 二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 三千一百円 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額（以下「介護納付金分保険料」という。） イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千六百元 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千六百元 2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、別に定める。 3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当り交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。	療給付費分保険料 月額 八千円 ホ 第五種組合員（二十歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医療給付費分保険料 月額 六千一百円 ヘ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する医療給付費分保険料 （1）六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児被保険者」という。） 月額 一千四百円 （2）未就学児被保険者以外の被保険者 月額 二千四百円 二 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 イ 組合員後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百元 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する後期高齢者支援金分保険料 月額 二千六百元 三 介護納付金の納付に要する費用に充てるため、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者につき算定した賦課額（以下「介護納付金分保険料」という。） イ 組合員介護納付金分保険料 月額 三千五百円 ロ 組合員の世帯に属する被保険者一人につき賦課する介護納付金分保険料 月額 三千五百円 2 前項第一号において組合員に対して賦課する医療給付費分保険料の種別区分等必要な事項は、別に定める。 3 未就学児被保険者がいる世帯に未就学児一人当り交付される未就学児世帯支援補助費は、未就学児被保険者がいる世帯の組合員又は当該組合員の世帯に属する被保険者の保険料に充てるものとする。
--	--

第 2 号議案 積立金を取り崩して国保会計に繰り入れ処分することが承認されました。

1. 処分積立金

（1）令和6年度処分積立金

① 役職員退職積立金 3,000千円

（2）令和7年度処分積立金

① 財政調整積立金 146,000千円
② 介護財政安定化積立金 22,000千円

第 3 号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合の事業計画が、次のとおり決定しました。

令和7年度広島県建設国民健康保険組合事業計画報告

基本方針

2025年（令和7年）において、すべての団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行し、今後「高齢者の急増」から「生産年齢人口の急減」へと人口構造が変化していくこととなります。その対応のためにも、全世代で健康の保持・増進をし、疾病の重症化予防をするとともに、個々の能力を生かし共に社会活動に参加し、公平で応能な負担をして行くことが今後益々重要となり、国保組合としても、被保険者を思い保険者機能をより発揮していく必要があります。

令和7年度これらを思い、保健事業の推進をはじめ、個人番号を含む個人情報の安全管理の徹底、オンライン資格確認の適正対応、マイナ保険証移行に伴う資格確認書及び資格情報通知書（資格情報のお知らせ）への対応、組合員及び被保険者資格等の適正化並びに医療費適正化を誠実に行之、益々の健全運営を行ってまいります。

歳 入

1. 被保険者数

組合員の異動状況は以前とは異なり、後期高齢者医療制度への異動が主となりつつありますが、家族被保険者においては、被用者保険の適用拡大等の影響により依然として異動が続いていることから、令和7年度被保険者数は、直近の伸び率から推計し、組合員数9,796人、家族10,227人（内1歳未満被保険者189人含む）、計20,023人、又組合特定被保険者6,161人、介護保険第2号被保険者8,858人といたします。

区 分		平均伸率	令和6年9月末現在	令和7年度被保険者推計
組 合 員	第1種	0.994412	7,002人	6,747人
	第2種	0.984839	1,992人	1,941人
	第3種	1.013522	755人	765人
	第4種	1.032547	274人	283人
	第5種	1.026429	58人	60人
計		0.994993	10,081人	9,796人
家 族		0.979959	10,518人	10,227人
合 計			20,599人	20,023人

2. 国民健康保険料

徐々にコロナ禍前の水準に戻りつつある医療費、団塊世代の後期高齢者医療制度移行に伴う拠出金等の増加と、今後において歳出額が増加していく傾向であり、今後の被保険者の動向も国保財政に影響を及ぼすことが懸念されることから、令和7年度より2箇年度の予定において、激変緩和策を講じつつ国民健康保険料を改定いたします。

令和7年度国民健康保険料は、前記の被保険者数を基に、1歳未満被保険者減免額並びに産前産後期間保険料軽減を差引き、医療給付費分22億19,054千円、後期高齢者支援金分7億34,692千円、又、介護納付金分は3億82,665千円をそれぞれ予算計上いたします。

公

告

広島県建設国民健康保険組合

第113回広島県建設国民健康保険組合組合会を次のように開催しました。

- 日時 令和7年2月28日（金） 自 午後12時30分
- 場所 広島市西区横川新町13番12号 国保会館3階
- 議案

（1）専決処分報告

- 報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
（2）第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正について
（3）第2号議案 積立金の処分について
（4）第3号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合事業計画について
（5）第4号議案 令和7年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算について
（6）第5号議案 令和6年度広島県建設国民健康保険組合歳入歳出予算補正について

報第1号 広島県建設国民健康保険組合規約の一部改正を次のとおり専決処分したことが報告されました。

規約一部改正新旧対照表

（傍線が改正部分）

新	旧
（保険料の納付期限の延長） 第二十七条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、組合員の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月（ただし、急患等として <u>保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、實力の活用が可能となるまでの期間として最長一年</u> ）以内の期限を限って徴収猶予することができる。 一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 （略） （略） 第六十四条 組合は、組合員が第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは <u>第五項</u> の規定による届出をせず、又は <u>虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を科する。	（保険料の納付期限の延長） 第二十七条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、組合員の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期限を限って徴収猶予することができる。 一 （略） 二 （略） 三 （略） 四 （略） （略） 第六十四条 組合は、組合員が第二十二条の規定において準用する法第九条第一項若しくは <u>第九項</u> の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は <u>法第二十二条の規定において準用する法第九条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、十万円以下の過怠金を科する。

第1号議案 広島県建設国民健康保険組合規約の一部が次のとおり改正されました。

規約一部改正新旧対照表

（傍線が改正部分）

新	旧
（保険料の賦課） 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「医療給付費分保険料」という。）及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「後期高齢者支援金分保険料」という。）は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。 一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料 イ 第一種組合員（事業主及び一人親方）医療給付費分保険料 月額 一万七千八百円 ロ 第二種組合員（従業員及び職人）医療給付費分保険料 月額 一万四千六百円 ハ 第三種組合員（二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医療給付費分保険料 月額 一万一千八百円 ニ 第四種組合員（二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医	（保険料の賦課） 第二十条 組合員に対して賦課する保険料の額は、当該組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の次の各号の区分により算定した賦課額の合計額を賦課するものとする。ただし、国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「医療給付費分保険料」という。）及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者につき算定した賦課額（以下「後期高齢者支援金分保険料」という。）は組合員の世帯に属する一歳未満を含む被保険者のうち五人を超えて加算することができない。 一 組合員及び組合員の世帯に属する一歳未満を除く被保険者につき賦課する医療給付費分保険料 イ 第一種組合員（事業主及び一人親方）医療給付費分保険料 月額 一万七千六百円 ロ 第二種組合員（従業員及び職人）医療給付費分保険料 月額 一万四千四百円 ハ 第三種組合員（二十五歳以上、三十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医療給付費分保険料 月額 一万一千六百円 ニ 第四種組合員（二十歳以上、二十五歳未満ただし第一号イに掲げる者を除く）医

令和7年7月（決算等）と、令和8年2月（予算等）の2回の開催を予定いたします。

○理 事 会…組合業務の執行のため、年間5回の開催を予定いたします。

○四役会議…理事会の委託事項や組合業務等に関する必要事項について、協議するため年間5回の開催を予定いたします。

○監 事 会…組合業務の執行状況及び財産の状況を監査するため、年間2回の開催を予定いたします。

（2）事務局体制

事務局長の統括の下、2課4係13名体制で、特定個人情報利用事務実施者としての情報連携事務、組合員並びに被保険者資格事務、保険料調定及び収納事務、保険給付事務、レセプト点検事務、保健事業業務、交通事故等第三者行為・労災事故にかかる求償事務、医療費等支払事務、国庫補助金申請事務等について、関係法令等を遵守し業務分担を明確にし、適正かつ積極的に事務に従事してまいります。

① 情報連携事務等

被保険者の特定個人情報を含む個人情報の安全管理措置を徹底し、行政機関等との情報連携並びに医療機関・薬局等とのオンライン資格確認、マイナ保険証への移行後の資格確認書及び資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の発行について適正に事務を行います。

② 医療費適正化

広島県国民健康保険団体連合会レセプト点検事業を活用することによりレセプト内容点検を充実し、全職員において毎月の資格点検並びに外傷等レセプトの抽出を行い、第三者行為・労災事故の求償等を行います。

③ 組合員資格の適用の適正化

適用の適正化のため新規加入組合員については、職種・事業所区分・事業所名を明確にできる原則公的な書類の提出を求め、既加入組合員については「組合員資格確認通知」を全組合員へ送付し、届出の住所・職種・事業所区分・事業所名の再確認を行います。

④ 家族被保険者資格の適用の適正化

組合員の扶養家族（18歳以上65歳未満を対象）として被保険者資格がある者について、実態調査を行い適正なる被保険者資格の認定について確認を行います。

⑤ 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進並びに疾病予防のため、広島県建設国民健康保険組合保健事業計画により事業を推進してまいります。

2．保険給付費

療養給付費は、コロナ禍前3年間の医療費実績と、直近の医療費の動向並びに被保険者数の異動等を考慮し、前年度当初予算より、4億33,074千円減の33億09,684千円を計上し、他療養費等を合わせた療養諸費全体では、33億60,777千円を予算計上いたします。

高額療養費は、1件当たり費用額を前年度より1,763円減の107,327円と見込み、高額介護合算療養費を含め4億36,214千円を計上し、他出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金等、保険給付費全体では、39億14,467千円を予算計上いたします。

保険給付の種類	保 険 給 付 の 内 容
療養の給付・療養費	①次号から第4号までに掲げる以外の被保険者…7割
	②6歳に達する日以後の3月31日以前である場合の被保険者…8割
	③70歳以上75歳未満の被保険者（現役並所得者）…7割
	④70歳以上75歳未満の被保険者（一般所得者）…8割
高額療養費 高額介護合算療養費	法令の定めに基づいて支給
出産育児一時金	1児につき…48万8千円 （ただし、「産科医療補償制度」加入者の場合1万2千円を加算し50万円）
葬祭費	組合員が死亡したとき…5万円、家族が死亡したとき…3万円
傷病手当金	支給日額…3千円
	支給限度日数…待機期間3日で4日以後42日（入院の場合は57日）
出産手当金	出産前15日出産以後42日以内で1日3千円

3．後期高齢者支援金

令和6年度1人当り支援金概算負担額は71,401円でありましたが、令和7年度においては前年度より2,704円増の74,105円と見込まれ、これにより算定した令和7年度概算後期高齢者支援金額を15億23,672,905円と見込み、前々年度の精算額及び事務費並びに病床転換支援金等を含め、15億11,803千円を予算計上いたします。

4．前期高齢者納付金

前期高齢者（65歳以上75歳未満）に係る医療費負担について、各保険者における前期高齢者の加入割合で判断し財政調整するもので、令和7年度概算前期高齢者納付金額を3億28,250,645円と見込み、前々年度の精算額及び事務費を含め4億52,733千円を予算計上いたします。

5．介護納付金

令和6年度1人当り納付金概算負担額は、87,607円でありましたが、令和7年度においては前年度より16円増の87,623円と見込まれ、これにより算定した令和7年度概算介護納付金額を7億75,551,173円と見込み、前々年度精算額と調整額を合わせ、6億56,063千円を予算計上いたします。

6．共同事業拠出金

近年における1,000万円を超える超高額医療費の増加により、今後の国保組合の財政安定化を図るために、以前からの100万円を超える高額な医療費の発生割合等に応じて拠出するものと、1,000万円を超える高額医療費への対応のための拠出金について、令和7年度拠出金と事務費を含め前年度当初予算額より9,676千円増の1億87,774千円を予算計上いたします。

7．保健事業費

国保組合として保険者機能を発揮すべく、被保険者の健康の保持・増進のため予防・健康づくりに積極的に取り組み、そして健康寿命の延伸を図ることにより健全な財政運営に繋げていくことは重要であることから、第3期保健事業実施計画の中間年である令和7年度保健

（1）国民健康保険料改定額

つぎの額を改定いたします。

保険料区分		令和6年度賦課額	改定額	令和7年度賦課額
医療分	第1種組合員	17,600円	200円	17,800円
	第2種組合員	14,400円	200円	14,600円
	第3種組合員	11,600円	200円	11,800円
	第4種組合員	8,000円	200円	8,200円
	第5種組合員	6,100円	200円	6,300円
	家族5人まで	2,400円	200円	2,600円
	家族6人以上	0円	－	0円
	未就学児	1,400円	200円	1,600円
後期分	1歳未満家族	△1,400円	△200円	△1,600円
	組 合 員	2,600円	500円	3,100円
	家族5人まで	2,600円	500円	3,100円
	家族6人以上	0円	－	0円
介護分	1歳未満家族	△2,600円	△500円	△3,100円
	組 合 員	3,500円	100円	3,600円
	家 族	3,500円	100円	3,600円

（2）国民健康保険料の賦課

賦課期日を令和7年4月1日とし、納期を令和7年4月から令和8年3月までの各月を12期とし、各期において徴収いたします。

（3）国民健康保険料賦課額

賦課被保険者1人につき、次表の月額を各区分により賦課いたします。

保険料区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
組合員	第1種	17,800円	3,100円	3,600円 (介護保険第2号被保険者該当者)
	第2種	14,600円		
	第3種	11,800円		
	第4種	8,200円		
	第5種	6,300円		
家 族	5人まで	2,600円	3,100円	3,600円 (介護保険第2号被保険者該当者)
	6人以上	0円	0円	
	未就学児	1,600円	3,100円	
	1歳未満	△1,600円	△3,100円	

（4）産前産後期間保険料軽減

組合員の世帯に出産する予定又は出産した被保険者について、出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎出産の場合は、三月前）から、出産予定月の翌々月までの期間に係る当該被保険者に賦課する保険料額を軽減します。

3．国庫支出金

令和7年度療養給付費補助金は、近年の医療費の動向を加味し算出した額に、前期高齢者納付金補助金及び特別調整補助金を含め20億29,578千円、後期高齢者支援金補助金6億96,184千円、介護納付金補助金2億36,677千円をそれぞれ予算計上し、他出産育児一時金補助金、高額医療費共同事業補助金、特定健康診査等補助金、事務費負担金を含め、国庫支出金総額は30億51,485千円を予算計上いたします。

4．出産育児交付金

少子化対策として、子育てを全世代で支援するため出産育児一時金に係る費用の7パーセントを後期高齢者医療制度より支援を受けるもので、令和7年度は特例交付割合を乗じた交付金1,396千円を計上いたします。

5．共同事業交付金

令和7年度において見込まれる、1,000万円以下の高額医療費に係る拠出金1億79,019,000円及び1,000万円を超えるものに係る拠出金8,629,000円に対し、全国国民健康保険組合協会から交付される交付金、1億52,771千円を予算計上いたします。

6．財産収入

各積立金の運用は確実性を優先しつつも、できるだけ運用益を見込むよう行うこととし、運用から得る利息収入は現況を加味し11,001千円を予算計上いたします。

7．繰越金・繰入金

コロナ禍前の医療費水準に戻りつつあるなか、不測な医療費の高騰及び増加する支援金並びに納付金等への対応のため、令和6年度決算剰余金から7億38,582,000円を繰り越すこととし、令和7年度国民健康保険料改定をするにあたり、今後の不確定な要因もあることから複数年での改定とし、その改定額の激変緩和措置として、今年度において財政調整積立金1億46,000,000円及び介護財政安定化積立金22,000,000円をそれぞれ繰入処分し予算計上いたします。

8．諸収入・歳入合計

年度内の医療費等の支払に充てる資金の運用益である預金利子において1,400千円、第三者行為の求償見込分として第三者納付金4,000千円、労災保険適用等による医療費の返納金500千円をそれぞれ計上し、諸収入全体では6,310千円を予算計上いたします。

以上歳入合計は、前年度当初予算より2億14,777千円減の74億65,968千円を予算計上いたします。

歳 出

1．組合会費・総務費

組合会費は、通常組合会及び急遽開催が必要な場合を考慮し、臨時組合会を含め3回開催分の必要経費5,580千円を予算計上いたします。総務費の内、理事会費も急遽の開催分を含め、四役会議年6回、理事会年6回、監事会年2回の開催必要経費等を計上し、一般管理費等においては、適正な事務必要経費を念頭に、各関係機関との情報連携等への対応必要経費及び各事務等の必要経費、各地域連合への事務委託費等をそれぞれ見込み、総務費全体で1億76,149千円を予算計上いたします。

（1）会議の開催

○組 合 会…国民健康保険法第27条に定めたもののほか、組合の意思決定を行うため、

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

速やかな届け出をお願いします

建設国保は自主運営の組合ですが、法律に基づいて認可された公益法人であり、国から多額の補助金を受けています。組合員さんの勤める法人事業所や被保険者資格にかかわることなど、変更があったときに迅速な届け出をしていただくことにより、建設国保は適正に運営されていきます。変更が生じたときには、速やかに所属の地域連合へ届け出るようにしてください。

【届け出が必要なとき】

【届け出に必要なもの】

◆脱退・喪失

就職して職場の医療保険に加入した	→	該当被保険者の保険証または資格確認書、印鑑
土木建築業をやめた	→	保険証または資格確認書、印鑑
家族が修学以外の目的で世帯を離れ、別々に住み始めた	→	該当被保険者の保険証または資格確認書、印鑑

◆加入

退職して職場の医療保険を喪失し、土木建築業に従事している	→	土木建築業に従事していることが分かる公的書類等と組合員となる方の本人確認書類、印鑑
------------------------------	---	---

◆取得

結婚や出産などで扶養家族が増えた	→	印鑑
------------------	---	----

◆住所変更

引越して住所が変わった	→	保険証または資格確認書、印鑑
-------------	---	----------------

◆職種変更

職種が変わった	→	変更の事実を証する書類のコピー、印鑑
---------	---	--------------------

◆就学

親元を離れて学校に通うため、住所が変わった。	→	在学証明書、印鑑
親元に帰り、収入が無いため引き続き扶養に残りたい	→	印鑑

※各届け出には組合員並びに届け出事項に該当するご家族の個人番号が必要です。個人番号の確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票）を必ずご持参下さい。

※脱退・喪失の届け出に必要な保険証または資格確認書は有効期限に至っている場合、被保険者自身に破棄していただくことで返還を不要とします。（窓口で返還された場合は、建設国保で破棄いたします。）

種別区分制度による国民健康保険料（令和7年度）

区 分			医療分	後期分	(◎)介護分	1ヶ月分保険料	(◎)介護該当者	
組合員 保険料	事業主・一人親方		1種	17,800円	3,100円	(3,600円)	20,900円	(24,500円)
	従業員 ・ 職人	35歳以上	2種	14,600円	3,100円	(3,600円)	17,700円	(21,300円)
		25～35歳未満	3種	11,800円	3,100円	—	14,900円	—
		20～25歳未満	4種	8,200円	3,100円	—	11,300円	—
		20歳未満	5種	6,300円	3,100円	—	9,400円	—
家族一人当たり保険料				2,600円	3,100円	(3,600円)	5,700円	(9,300円)
(5人まで賦課・1歳未満者減免)			未就学児	1,600円	3,100円	—	4,700円	—

※出産される被保険者の方にかかる保険料について、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月までの4カ月間、多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前からの6ヶ月間免除となります。詳しくは所属の地域連合または当組合へお問い合わせください。

建設国保組合の給付一覧表（令和7年4月1日現在）

保険給付の種類	給 付 の 条 件	給 付 額		給 付 期 間	必 要 書 類
		組 合 員	家 族		
療養の給付	病気やケガ（業務外）の時に、保険医療機関でマイナ保険証の利用、または資格確認書等を提示し、治療を受けたとき	治療費の7割（未就学児8割）※70才以上の前期高齢者の方については建設国保からのチラシをご参考にして下さい。		全疾病について 全治するまで	治療に係る明細書、医師の証明書、領収書、個人番号の確認書類等（海外療養費の申請につきましては、別途お問合せ下さい。）
療養費	◎緊急やむを得ずマイナ保険証の利用、または資格確認書等の提示ができず、医師等に治療を受けた費用について組合が認めたとき ◎医師が治療上必要と認めた装具類を購入したとき ◎海外で保険診療の対象となる治療を受けたとき	国民健康保険で認める範囲内で算定した治療費の7割（未就学児8割）			
高額療養費	同一月に保険医療機関別で、入院・通院別に保険給付の対象となる治療費の負担額が自己負担限度額を超えたとき (70歳以上の前期高齢者については、同一月にかかった医療機関への支払いを全て合算した額が自己負担限度額を超えたとき)	以下の自己負担限度額を超えた額（70歳未満の場合） ア／旧ただし書所得901万円超 252,600円＋{(総医療費－842,000)×0.01}円(140,100円) イ／旧ただし書所得600万円超～901万円以下 167,400円＋{(総医療費－558,000)×0.01}円(93,000円) ウ／旧ただし書所得210万円超～600万円以下 80,100円＋{(総医療費－267,000)×0.01}円(44,400円) エ／旧ただし書所得210万円以下 57,600円(44,400円) オ／住民税非課税 35,400円(24,600円) ※（ ）内の金額は多数該当（過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目の支給に該当）の場合 (70歳以上の前期高齢者の限度額については建設国保からのチラシをご参考にして下さい。)			
傷病手当金	病気やけが（業務外）のため、入院または入院に準ずる重篤な疾病により治療を受け、その療養のため働くことができず仕事を休んだとき	労務不能と認められた日から4日目より 日額 3,000円		通院のみの場合 最高42日間 入院を含む場合 最高57日間	医師などの意見書
出産手当金	女性組合員が出産のため働くことができず仕事を休んだとき	日額 3,000円		最高57日間 (出産前15日 出産以後42日)	医師などの意見書
出産育児一時金	女性組合員または家族が出産したとき ※妊娠4ヶ月(85日)を超える流産・死産を含む	子ども一人につき 488,000円 ※産科医療補償制度加入医療機関での出産の場合 500,000円		出産のつど	直接支払制度の利用有無により提出書類が異なりますので、建設国保又は所属の地域連合にお問い合わせ下さい。
葬祭費	被保険者の葬祭を行ったとき	50,000円	30,000円	葬祭のつど	死亡の事実を証する書類

※各給付金の受取方法について、公金受取口座・本人希望口座(いずれも組合員ご本人名義の口座)での受取も可能となっております。 本人希望口座の方は別途通帳の写しが必要になります。

★就労形態などが変わったときも届け出が必要です★

◆事業所等変更届

下記のような事実が生じたら事業所等変更届を提出していただく必要があります。この届は建設国保を運営していくうえで大変重要なものです。所属の地域連合で速やかな手続きをお願いします。常用の従業員が5人以上いる個人事業所の従業員の方についても法人事業所に勤めている方と同じ手続きが必要となります。

手続き等、不明な点がありましたら、建設国保または所属の地域連合事務所へおたずねください。

【届け出が必要なとき】

【届け出に必要なもの】

・事業所を法人化した			→	(※1)
・事業所に就職した		法人事業所のとき	→	健康保険被保険者適用除外承認証のコピー、印鑑
		個人事業所のとき	→	就職の事実を証する書類のコピー、印鑑
・事業所を退職し、	他の事業所へ勤め始めた	法人事業所のとき	→	退職の事実を証する書類と健康保険被保険者適用除外承認証それぞれのコピー、印鑑
		個人事業所のとき	→	退職の事実を証する書類と就職の事実を証する書類それぞれのコピー、印鑑
	独立開業した		→	退職の事実を証する書類と退職後に土木建築業に従事していることを証する書類それぞれのコピー、印鑑
・事業所は変わらないが、働く日数や時間が短くなり厚生年金保険の適用となくなった			→	厚生年金喪失の事実を証する書類のコピー、日数や時間が短くなった事を証する書類のコピー（出勤簿や雇用契約書等）、印鑑
・法人事業所を個人事業所に変えた			→	登記簿等変更の事実を証する書類のコピー、印鑑
・事業所の住所、名称、代表者などを変えた	法人事業所のとき	→		変更の事実を証する書類のコピー、印鑑
	個人事業所のとき	→		
・屋号をつけた			→	

(※1) 健康保険被保険者適用除外承認申請はその事実が発生してから14日以内に年金事務所へ手続きする必要があります。（但し、厚生年金被保険者資格取得届については、事実発生の日から5日以内）

事業所・業種調査の終了について

この度は大変お忙しい中、令和6年度事業所・業種調査にご協力戴きありがとうございました。この調査は国からの指示により、組合員資格を確認するため3年に一度実施している大変重要なものとなりますので、次回の調査もご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康づくりビンゴの応募について

4月下旬に「健康づくりビンゴ」の応募要項が発送予定となっております。お手元に届きましたら応募期間内に必ず応募しましょう!!

※令和7年4月より国民健康保険料が変更となっております。

- 医療給付費分 第1種組合員 17,600円→17,800円 第4種組合員 8,000円→8,200円
第2種組合員 14,400円→14,600円 第5種組合員 6,100円→6,300円
第3種組合員 11,600円→11,800円 家族一人当たり 2,400円→2,600円

- 後期高齢者支援金分 2,600円→3,100円

(◎)介護分は40歳以上65歳未満の方が該当

- 介護納付金分 3,500円→3,600円

3月1日の
組織人員
11,671人

労働安全標語

慣れてこそ
安全確認
今一度

第2地連 芦名
山根 貴充さん
令和6年度・最優秀賞

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表
令和7年2月分

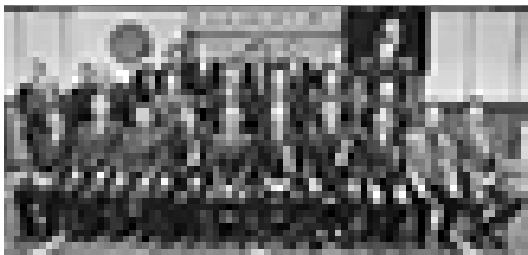
地連名	件数
第1地連 福 山	(2)
第2地連 芦 名	1
第4地連 広島中央	1 (2)
第7地連 広 島	1 (2)
第8地連 広島西	1
第9地連 広島北	1
第10地連 高 陽	(2)
計	5 (8)

()内は一人親方

内 容	件数
転 墜 落	4
切 れ ・ こ す れ	3
飛 来 ・ 落 下	2
激 突	1
工 具 ・ 機 械	1
打 撲 ・ 捻 挫	1
転 倒	1
計	13

「カンガルーマーク」クイズ

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されていますので、「カンガルーマーク」の総数(写真内のは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマーク」の総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』についてひとこと感想を明記して、広島建労・県本部までお送りください。HPからも応募可能へ「組合員専用」ページです。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは今月末(消印有効)までです(正解…3月号は2個)。



第14回第5地連定期大会に参加の27人

【教宣専門委員・松田茂典】3月2日(日)、呉阪急ホテルにおいて、第5地連瀬戸内第14回定期大会が来年度に開催されました。定期大会は毎年この時期に開催され、1年間の活動報告や予算などを決定します。来賓挨拶では、原執行委員長が県の活動や今後の行事について話され、会計・監査報告、予算(案)、大会スローガン(案)が大きな拍手により承認されました。県や地連からのさまざまな報告を聞き、組合員の減少が最大の問題だと感じました。声かけ運動など、少しでも何かしらの行動をし、久しぶりに参加した組合

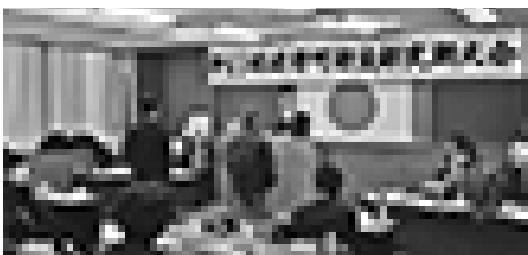
組合共済「入学祝」

お子さまのご入学
おめでとうございます

小学校・中学校へ入学されたお子さまについて、入学祝の給付(小学校2万円、中学校1万円)があります。給付にあたっては、所属の地連でお手続きをお願いします。

※2023年4月入学の申請期限は
2026年3月31日まで

【教宣専門委員・山本謙二郎】2月2日(日)第8地連広島西会館において、第8地連西 第15回定期大会 全ての議案を採択 員は、「こんなに代議員の人数が少ないなんて。自分の仕事で手いっぱいでした。」と話していました。 県本部より原委員長、第4、5、6、7、9、10地連長の地連長にご臨席いただき、大会議長は渦見代議員および中田代議員が選出されました。 来賓挨拶では代表地連として、第4地連の西丸地連長が4地連と8地連の過去の繋がりを交えて説明され、原委員長の挨拶では本部報告の組織人員と組合費の内訳などを説明しました。 各部長より第14期経過報告が行われ、谷増副地連長から第15期運動方針案が提案され、審議の結果、すべての議案が採決されました。 大会スローガンの採決された後、長尾副地連長より閉会の挨拶、原委員長の音頭による「ガンバロウ」で大会を終了しました。



労災無事故表彰者を表彰

運動方針・予算審議、今年役員改正がないため、昨年に引き続き同じ役員で運営していきます。 予定より少し早いですが、11時30分過ぎに熊谷副支部長の閉会の挨拶で締めくくられ、無事に定期大会を終了しました。

第5地連 瀬戸内

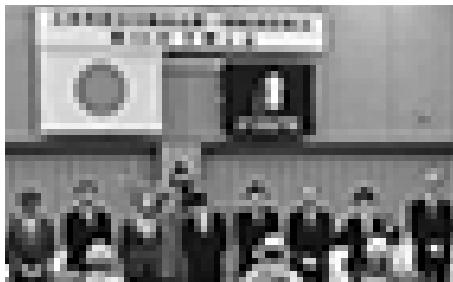
呉阪急ホテルで定期大会 組合員減少が最大の問題

【教宣専門委員・松田茂典】3月2日(日)、呉阪急ホテルにおいて、第5地連瀬戸内第14回定期大会が来年度に開催されました。

定期大会は毎年この時期に開催され、1年間の活動報告や予算などを決定します。来賓挨拶では、原執行委員長が県の活動や今後の行事について話され、会計・監査報告、予算(案)、大会スローガン(案)が大きな拍手により承認されました。

【主婦の会会長・穂田和子】1月24日(金)、第1地連3階会議室において主婦の会総会を25人の参加で行いました。皆様の賛同を得て総会は終了しました。総会の後は、福山東警察署生活安全課の方に「特別功労賞を贈呈。その後、

今年度の役員を紹介



第1地連 福山

第68回定期大会 スムーズに議案承認

【教宣部員・村上浩通】2月9日(日)、第1地連福山第68回定期大会が労働会館みやびで開催されました。大会には、県本部副執行委員長、参議院議員、県議会議員、福山市長代理、福山市議会議員、福山高等技術専門校校長、友好地連地連長および支部のほか、19人の来賓をお招きしました。橋本副執行委員長が各専

門部の活動成果などについて本部報告を行い、その後議事に入りました。 令和6年の経過報告、決算報告、会計監査報告、次年度の運動方針案、予算案が発表され、スムーズな進行のもと、すべての議案が承認されました。 休憩をはさみ、在籍50年表彰、無事故事業所表彰を行いました。また、昨年他界され、永年にわたり第1地連福山に貢献された小早川誠至様に感謝の意を表し、特別功労賞を贈呈。その後、



総会に参加の皆さん

大会スローガンを確認し、最後に全員でガンバロウ三唱を行って、定期大会を締めくくりました。 大会後には懇親会が開催され、カラオケなどで盛り上がり、楽しいひとときを過ごしました。

【主婦の会会長・穂田和子】1月24日(金)、第1地連3階会議室において主婦の会総会を25人の参加で行いました。皆様の賛同を得て総会は終了しました。総会の後は、福山東警察署生活安全課の方に「特別功労賞を贈呈。その後、

第9地連 広島北

第65回可部定期大会 質疑に明確返答で進行

【教宣専門委員・濱田裕二】2月9日(日)午前10時より、第65回建労可部支部の定期大会が広島市安佐北区可部の「広島安佐商工会館2階」において、参加者23人(役員20人、一般3人)で開催されました。

2月に入り、全国的に大寒波の襲来で開催も危ぶまれましたが、当日は冷え込んだものの天候も良く、予定通り開催できました。